

手続きは簡単、ご利用ください!

互助会の貸付

会員が臨時に資金を必要とした際には、次のような貸付制度があります。

毎月月末締切り、翌月の25日貸付（申込者の口座へ振込みます。）

種 類	貸付金額	年利率(変動) 及び償還回数	申込事由
生 活 資 金	100万円を限度に 10万円単位の額	2.66% 72回以内	臨時の資金を必要とするとき
自動車購入資金	200万円を限度に 10万円単位の額 (購入金額以内)	2.66% 72回以内	会員が自己の車を購入するとき
結 婚 資 金	200万円を限度に 10万円単位の額	2.66% 120回以内	会員及び会員の子、孫、弟妹が結婚するとき
教 育 資 金	200万円を限度に 10万円単位の額	2.66% 120回以内	会員及び会員の子、孫、弟妹が高校、大学、 高等専門学校、専修学校、各種学校に入学 又は修学するとき
子育て支援資金	50万円を限度に 10万円単位の額	無利子 1回1万円単位で 希望回数	会員又は配偶者が、妊娠180日以上経過 し、出産のため資金を必要とするとき
通勤手当資金	定期券の購入費用を 限度に7万円以上で 1万円単位の額	無利子 通勤手当支給月に 全額償還	会員が自宅から勤務地への往復に利用す る公共交通機関の定期券を購入するた めに臨時の資金を必要とするとき
住 宅 資 金	300万円と5年後の 退職金の額に 200万円を加算した額との いずれか低い額を限度に 50万円以上10万円単位の額	2.66% 240回以内	会員が自己の住宅を新築、改築、増築、購 入、修理又は住宅の敷地を購入するとき
特別住宅資金	100万円を限度に 50万円以上10万円単位の額	2.66% 240回以内	会員が自己の住宅を新築、購入するとき (居住用床面積が、30平方メートル以上 170平方メートル以下で延べ床面積の2 分の1以上に限る。)

※生活資金貸付以外は、添付書類が必要です。

詳しくは、教職員互助会に問合せ又は、「平成24年度教職員互助会事業のお知らせ」・「ホームページ」をご覧ください。

※全貸付種別の申込みには、「借用証書」、「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」及びその他実情に応じた、理事長が必要と認めた書類の提出が必要です。

※育児休業等の無給与休職期間中の貸付は行いません。

※繰上償還 全額繰上：希望するときにいつでも償還できます。

一部繰上：7月と12月の年2回償還できます。ただし、5万円以上10万円単位の額とします。